

地方公共団体のサイバーセキュリティ対策に関する 地方財政措置の拡充について



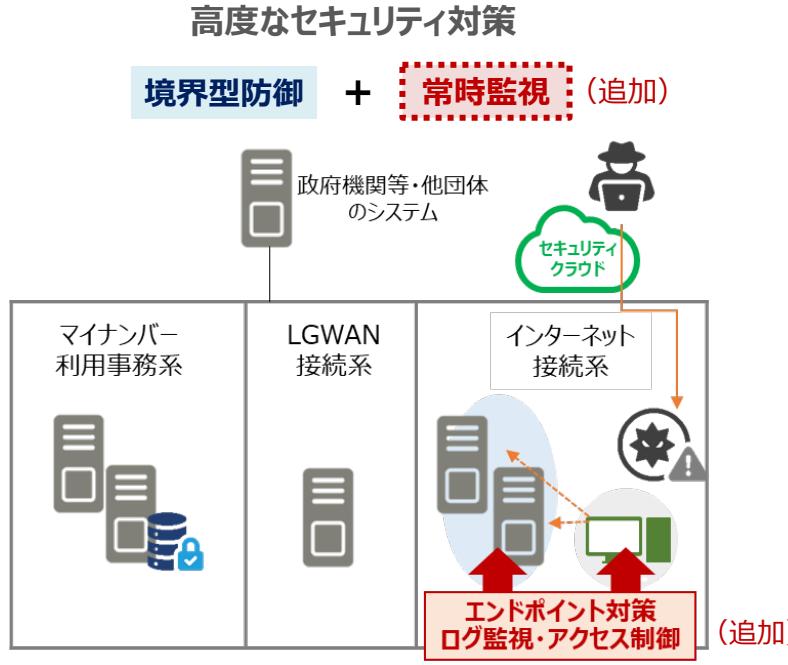
総務省

令和8年 1月14日
総務省自治行政局住民制度課
サイバーセキュリティ対策室

地方公共団体のサイバーセキュリティ対策に関する地方財政措置の拡充について

①デジタル債の拡充

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、令和7年度にデジタル活用推進事業債を創設（地方財政法の特例）。
- 昨今の複雑化・巧妙化するサイバー攻撃により、地方公共団体が保有するシステムに深刻かつ致命的な被害を生じさせるリスクが一層高まっており、**従来の境界型防御に加えて、より高度なセキュリティ対策を実施する必要**。
- そのため、各地方公共団体における**サイバーセキュリティ対策の強化**に必要なシステム（業務端末・システムへの**不正アクセスを常時監視**するシステム）の整備を**対象事業に追加**。



（参考）デジタル活用推進事業債の概要

【事業期間】 令和7年度～令和11年度（5年間）

【対象事業】
・行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DX
・地域の課題解決を図る地域社会DX
の推進のためのシステム・情報通信機器の整備

【事業費】 令和8年度：1,500億円

元利償還金の50%を
地方交付税措置

デジタル活用推進事業債（充当率90%）
事業費